

	質問	回答
1	「資格情報のお知らせ」とは何ですか。	マイナ保険証をお持ちのかたに加入情報をお知らせする書類です。医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない場合などに、マイナ保険証と一緒に提示してください。なお、「資格情報のお知らせ」のみで受診することはできませんので、ご注意ください。
2	資格確認書等の有効期限は7月31日までとなっているが新しい資格確認書等はいつ届くのか。	7月下旬までに、マイナ保険証の登録状況と年齢に応じて「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」が順次、送達されます。なお、有効期限のない「資格情報のお知らせ」をお持ちのかたは更新対象外となりますのでご注意ください。
3	マイナ保険証を登録しているかわからない。どうしたら確認することができるか。	マイナポータルから確認することができます。ログイン方法などについては、下記のリンクをご確認ください。 https://services.digital.go.jp/mynaportal-app/help/ （マイナポータルへのログイン方法） https://img.myna.go.jp/manual/03-01/0169.html （健康保険証情報を確認する）
4	家族の「資格確認書」が届いたが、自分の分は届いていない。	マイナ保険証を登録しているかたには、「資格情報のお知らせ」が届きます。なお、有効期限の記載がない「資格情報のお知らせ」をすでにお持ちのかたは更新対象外です。お持ちの「資格情報のお知らせ」を引き続きご使用ください。
5	いつまで待っても「資格確認書」が届かない。	「資格確認書」は7月下旬までに、順次、送達されます。お持ちの資格確認書等の有効期限までに届かない場合は、国保年金課保険税係までお問い合わせください。
6	マイナ保険証を登録した覚えがないが、「資格情報のお知らせ」が届いた。	以下のいずれかで既に手続きされたことが考えられます。 <ul style="list-style-type: none">・セブン銀行での手続き・医療機関等の顔認証付きカードリーダーでの手続き・マイナポイントの手続き（サービス終了） ※マイナ保険証の登録状況がご不明なかたは、マイナポータルから確認することができます。 https://services.digital.go.jp/mynaportal-app/help/ （マイナポータルへのログイン方法） https://img.myna.go.jp/manual/03-01/0169.html （健康保険証情報を確認する）

	質問	回答
7	マイナ保険証を登録しているが、「資格確認書」を交付してほしい。	<p>「資格確認書」の交付には、原則として、マイナ保険証の利用登録解除が必要です。解除方法については下記のリンクをご確認ください。</p> <p>※やむを得ない理由により、ご自身でのマイナ保険証の利用が困難な場合（高齢者、障害があるかなど）については、国保年金課保険税係までお問い合わせください。</p>
8	「資格情報のお知らせ」が届いたが、「資格確認書」で医療機関等を受診したい。	<p>https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/ikiikikenko/kokuhonenkin/3/10927.html</p>
9	「資格確認書」の有効期限が翌年7月31日ではない（家族より短い）	<p>「資格確認書」の有効期限は、原則、1年間ですが、以下のかたは異なります。</p> <p>①翌年7月31日までに75歳になるかた → 75歳の誕生日の前日 ②翌年7月31日までに70歳になるかた → 70歳になる月の末日（1日生まれのかたは誕生日の前日） ③外国人のかた → 在留期間の満了日</p>
10	家族全員がマイナ保険証を登録しているが、夫だけ「資格確認書」が送られてきたのはなぜか。	<p>可能性として、以下の2点が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子証明書の有効期限が切れてから、3か月経過 ・マイナンバーカードの有効期限が切れてから、3か月経過
11	有効期限が切れた資格確認書はどうしたらよいか。	<p>ご自身で細かく裁断し破棄いただくようお願いします。</p> <p>回収を希望のかたは、以下の窓口にて回収しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三郷市役所 国保年金課 保険税係（市役所1階 6番窓口） ・希望の郷交流センター出張所 ・市内連絡所（早稲田・戸ヶ崎・鷹野）※開庁日がそれぞれ異なりますのでご注意ください。
12	「資格情報のお知らせ」が届かない。	<p>8月1日時点で0～69歳のかたの「資格情報のお知らせ」には有効期限がないため、更新対象外です。お持ちの「資格情報のお知らせ」を引き続きご使用ください。</p>